

第6回

平成26年11月4日

著作物

二次的著作物

白鷗大学
杉山 務

二次的著作物

変形著作物

- ・ 著作物の修正増減 批評, 注解, 附録, 図画
- ・ 美術著作物の異種複製 絵を彫刻, 彫刻を絵

翻案著作物

- ・ 外国の小説の舞台を日本に移し替え
- ・ 古典を現代語訳にする
- ・ 小説や戯曲の大筋を生かし趣向を変える

内面形式を維持しながら外面形式を大幅に変更

- ・ 脚色, 映画化, 小説を児童向けにリライト, ダイジェスト
小説の演劇化, 美術著作物の異種複製(写真, 彫刻)

Q: 原著作物の権利者の許諾を得ない二次的著作物は適法に成立し, 権利主張できるか。

二次的著作物

10条

2条1項11号 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

(二次的著作物)

11条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない

(翻訳権、翻案権等)

27条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第28条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと**同一の種類**の権利を専有する

どこまでも行こう^{VS}記念樹

東高140906

本質的な特徴を直接感得できる編曲は同一性保持権を侵害

著作権法は、楽曲の「**編曲**」(2条1項11号、27条)について、特に定義を設けていない。言語の著作物の「**翻案**」が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を**直接感得**することのできる**別の著作物**を創作する行為をいう
(最高裁130628 江差追分事件)

「**編曲**」とは、「**原曲**」に**依拠**し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の**表現上の本質的な特徴を直接感得**することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいう

どこまでもいこう：昭和41年にブリヂストンのCM
中学校の音楽教科書に収録され、長く歌い継がれる大衆
歌謡ないし唱歌

どこまでも行こう
道は厳しくとも
口笛を吹きながら
走って行こう



編曲権及び氏名公表権を侵害

平成15年3月11日 上告を却下

キャンディ・キャンディ

裁判例

東高120330

翻案権、放送権、氏名表示権

原作者



漫画家



争点:連載漫画の登場人物の絵のみを利用する行為に対して原作者としての権利が及ぶか

原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著作物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、原作者は、マンガ家と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる。

江差追分事件

最一判130628

翻案権、放送権、氏名表示権

北の波濤に唄う

ノンフィクション書籍

NHKTV番組：「ほっかいどうスペシャル・・・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組



にしん御殿

争点:プロローグの翻案にあたるか

既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

裁判例

二次的著作物

- 1 たいやき君事件 東京地裁520330 一
- 2 平将門事件 東京地裁570308 十
- 3 ポパイ事件上告審 最高裁090717 十 再
- 4 キューピー事件 東京高裁130530 十



©高田ひろお



「たいやきくん」事件

東京地裁昭和52年3月30日

画家としての感覚と技術とを駆使して、独自に『たいやき』の擬人化現象として本件原画を製作したことが認められる。

したがって、本件原画は、著作権により保護される著作物である。本件縫いぐるみは、縫いぐるみ人形であって、数種の色彩、柄の布地を裁断して縫製し、その内部に綿類等の芯を詰め入れ、魚の顔を、体を形成しているが、その形体、表情は、本件原画のそれとほとんど同一であることが認められ、他に右認定をくつがえすに足りる証拠はない。

右認定によれば、本件縫いぐるみは、本件原画に依拠して、これを變形して製造されたものと認めるのが相当である。」

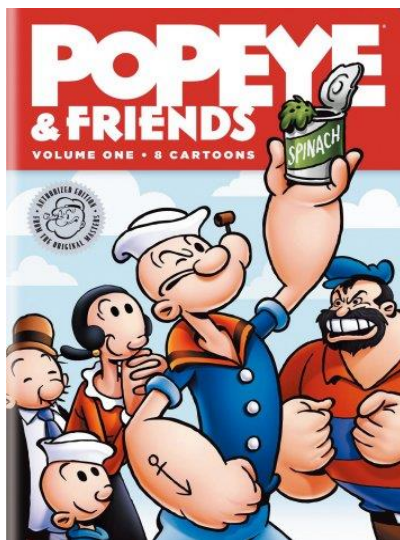
標準テキスト178頁



将門記事 東京地裁570308

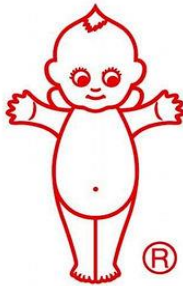
和臭の変体漢文を訓読するについては、原典が成立した年代、その時代の用語、文法、当時の政治的、経済的、社会的背景、原著者の地位身分、写本成立の年次、その伝来の系統、写本作者の学殖等原典の文意を解釈するについての諸条件を考究し、この研究の結果から訓読者が解釈した原典の文意を、あるいは原典の成立した時代の読み方に近付けて書き表わし、あるいは現代人に理解できる文章に書き改めることが必要であるが、この作業の各々について、訓読者各自の諸般にわたる学識、文章理解力、表現力の差異等により、訓読者各自の個性の表現ともいべき異なった結果が生じるものであり、本件訓読文は、これに先立つて公表されている「将門記」についての他の訓読文と比較すれば、幾多の点で相違し、原告の学識経験に基づく独自の訓読文として完成されている。

本件訓読文は、「真福寺本」による「将門記」を原著作物とし、その内面形式を維持しつつ、原告の創意に基づきこれに新たな具体的表現を与えたものであつて、著作権法2条1項11号の規定にいう著作物を翻案することにより創作した著作物に該当すると解して何の差支えもない。



ポパイ事件 最高裁090717

- 一 漫画において一定の名称、容貌、役割等の特徴を有するものとして反復して描かれている登場人物のいわゆる**キャラクター**は、著作物に当たらない。
- 二 二次的著作物の著作権は、二次的著作物において**新たに付与された創作物部分のみ**について生じ、原著作物と共通し、その実質を同じくする部分には生じない。
- 三 **連載漫画**において、登場人物が最初に掲載された漫画の著作権の**保護期間が満了**した場合には、後続の漫画の著作権の保護期間がまだ満了していないとしても、当該登場人物について著作権を主張することはできない。
- 四 著作権法二一条の**複製権を時効取得**する要件としての継続的な行使があるというためには、著作物の全部又は一部につき外形的に著作権者と同様に複製権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていることを要し、そのことについては取得時効の成立を主張する者が立証責任を負う。



「キューピー人形事件」東京高裁平成13年5月30日

キューピー人形は独自の著作物

かわいらしい幼児の天使の立像」自体、その表現が多種多様であり得るのであって、そのような立像に新たな創作性が付与されたものであれば、**著作権法上の著作物**というべきである。

キューピーイラストが従来の作品における子供、天使、キューピッド等の表現として不可避又は一般的な表現にとどまらず、むしろ、新たな空想上の存在を感得させる表現上の創作性を有する以上、これを**立体的に表現した本件著作物もまた、その創作性を認めることができる。**

ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

問合せ先 杉 山 務